

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]
[REDACTED]

平成 24 年 3 月 7 日付けで提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED] が、審査請求人に対して行なった平成 24 年 1 月 12 日に決定した保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の概要

1 審査請求に至る経緯

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）が、生活保護法（以下「法」という。）に基づき、平成 24 年 1 月 12 日付けで審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対し、生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行なったところ、請求人は、これを不服として、平成 24 年 3 月 7 日付けで沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

- (1) 処分庁は、失そう・行方不明を理由に保護廃止としているが、そのような事実無く、また、その認定にあたっては、請求人が入所する特定非営利活動法人 [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の職員が処分庁に対して行なった平成 23 年 12 月 30 日の飲酒（以下「本件飲酒」という。）の報告にのみ基づくものである。
- (2) 処分庁は、請求人がこれまで何度も指導指示を受けてきたにも関わらず、生活

向上や療養等に専念せずに本件飲酒に及んだとして、法第 60 条に規定する生活上の義務違反及び法第 62 条に規定する指導等の義務違反を理由に本件処分を行っているが、生活保護法施行規則（昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号）（以下「法施行規則」という。）第 19 条に定める書面による指示及び法第 62 条第 4 項に基づく弁明の機会の付与が与えられていないため、その手続きにおいて違法な処分である。

3 処分庁の弁明・主張

処分庁の弁明は、概ね次のとおりであり、原処分に違法又は不当な点はないことから本件審査請求は棄却されるべき旨を主張している。

- (1) 請求人は、平成 16 年 6 月 10 日から [REDACTED] で傷病（薬物、アルコール依存）を理由に生活保護を受給していたが、保護受給中も飲酒、薬物の使用を繰り返し、同福祉事務所から飲酒、薬物の使用を行わない旨の指導指示を何度も受けていた。
- (2) 請求人が入所する [REDACTED] 入所者には、窃盗、再飲酒等といった集団生活を乱す行動が散見されたことから、[REDACTED] と [REDACTED] との間で「施設より無断退所し、その後、窃盗や再飲酒、薬物等の使用による体調悪化など、被保護者として当然要求されるルールを違反し、生活保護を継続するために必要最低限度の要件が遵守されていない場合の生活保護の適用については、居所不明及び生活上の義務（法第 60 条）、指示等に従う義務（法第 62 条）違反により廃止処理とすることとします。その際の日割返還金については、住宅扶助は含めないものとする。」旨の取扱を双方において決定していた。

4 認定した事実

- (1) 平成 23 年 12 月 5 日
処分庁が請求人に対し、生活保護受給に際しての治療専念等の生活上の義務や届出義務などの権利義務などを含め、生活保護の趣旨説明などを行なったこと。
- (2) 平成 23 年 12 月 9 日
処分庁が請求人に対し、前実施機関からの指導指示の内容を踏まえて、義務違反があれば保護廃止する旨の説明があったこと。
- (3) 平成 23 年 12 月 30 日
請求人が、[REDACTED] を外出し、飲酒をした後に急性アルコール中毒の症状を発症して病院に緊急搬送されたこと。
- (4) 平成 23 年 12 月 30 日
請求人の主張によれば、請求人は、搬送先の病院から午後 7 時頃に [REDACTED] に戻っていたこと。
- (5) 平成 24 年 1 月 4 日

職員が処分庁を訪れ、請求人が平成 23 年 12 月 30 日に飲酒したことを処分庁へ報告し、審査請求人に対する指導指示を求めたこと。

(6) 平成 24 年 1 月 12 日

処分庁は、上記の報告をもって、失そう・行方不明と認定したこと。

(7) 処分庁が請求人に対し、法施行規則第 19 条に定める書面による指示を行っていないこと。

(8) 処分庁が請求人に対し、法第 62 条第 4 項に基づく弁明の機会を与えていないこと。

5 判断

(1) 法令等

ア 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行なわれるものである（法第 4 条第 1 項）。

イ それ故、法は、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならないとともに（法第 60 条）、保護の実施機関は、被保護者に対し、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている（法第 27 条第 1 項）。

ウ このため、被保護者は、保護の実施機関が被保護者に対して必要な指導又は指示をしたときはこれに従わなければならないとされ（法第 62 条第 1 項）、被保護者がこれらの義務に違反したときは、保護の実施機関は、保護の変更又は廃止をすることができる（同条第 3 項）。

エ しかしながら、この場合には、保護の実施機関は、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないが、この場合においては、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないものとされている（同条第 4 項）。

オ なお、法施行規則第 19 条によれば、法第 62 条第 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法第 27 条第 1 項の規定により保護の実施機関が書面によって行なった指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとされている。

(2) 本件処分について

処分庁は、請求人に対し、前実施機関からの指導指示の内容を踏まえて、義務違反があれば保護廃止をする旨の説明をしたにも関わらず、本件飲酒をするに及んだことを理由に、これをもって指導指示違反として法第 62 条第 3 項に基づき保護を廃止したものであるが（認定事実（1）（2）（3）（5）（6））、請求人は本件飲酒に及んだ平成 23 年 12 月 30 日午後 7 時頃に [] に戻っていること

が認められ（認定事実（4））、の本件飲酒の報告をもって「失
そう・行方不明」とした処分庁の判断は妥当なものとはいえない（認定事実（6））。

また、法第 62 条第 3 項に基づき処分を行なう場合には、法施行規則第 19 条に定
める書面による指示及び法第 62 条第 4 項に基づく弁明の機会の付与が与えなけれ
ばならないが、本件処分においては同手続きが執られていないことから、その手続
きにおいて瑕疵が認められ、違法なものとして評価せざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律
第 160 号）第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 24 年 6 月 15 日

沖縄県知事
仲井眞 弘

